

コメント内容	コメント回答
<p>1. MSR-21-047改訂1について</p> <p>●申請者は、安全機能を有する施設の材料や寸法等が認可を受けた設工認申請書と異なることについて、第4次設工認申請書P2394に記載した調達（発注・受入検査）、工事（据付）、検査等の各段階の責任者は、設工認及び技術基準に適合していることをどの様に判断したのか説明すること。</p>	<p>転換工場の通路の窓をふさぐ、板厚[]は設工認認可後に入手性を考慮して発注したものです。各段階の責任者は発注仕様である[]は設工認記載値である[]より厚く、なんら問題ないものと判断しております。扉のフランス落としに用いる角棒も同様です。また、材料についても同様であり、部材の代表的な材質を記載していることから問題ないと判断してあります。今回、この発注仕様と設工認記載値との相違について、軽微変更を届けるにあたり、今般、QMSの手順通り、救済措置を実施します。</p>
<p>●材料・寸法その他認可を受けた設計及び工事の計画が、変更されている全ての箇所を対象に、それぞれの設計変更が加工事業規則で求められる変更認可又は届出に該当するか否かについて、同規則第3条の2第2項に規定される保安上支障のない変更該当するか否かの観点から説明すること。</p>	<p>記載内容の拡充化及び記載の適正化の点から記載を変更するものであり、核燃料物質の加工事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保安上支障のない変更該当するため、法第十六条の二第五項の規定に基づき届け出するものです。</p>
<p>●各部位に求められる安全機能は通常複数あることから、変更箇所を多面的に検討し、設計変更のレビュー結果を踏まえて説明すること。 （例 第4次設工認申請書の転換工場2階通路窓の鋼板による閉止工事に使用する材料仕様の変更の場合、設工認申請書P898安全機能一覧で、当該部位に求められる全ての安全機能に与える影響について、レビュー結果として説明すること。）</p>	<p>設工認申請書の安全機能一覧で当該部位に求められるすべての安全機能に与える影響について、一部、記載がもれている箇所がありました。この点を考慮して、「◎と○のある項目」を確認し多面的にレビューしております。</p>
<p>2. 使用前自主検査について</p> <p>●認可を受けた設計及び工事の計画の変更手続き行わず、設置した施設の設計と相違点がある場合、使用前自主検査（事業者検査）の検査責任者は、設計及び工事の計画の相違点を明確にするとともに、使用前自主検査の合格基準※に適合した施設であると判断した客観的な根拠を示し、説明すること。 ※材料・強度、機能・性能等が、認可を受けた設計及び工事の計画に適合していること。 ※材料・強度、機能・性能等が、加工施設の技術基準に適合していること。</p>	<p>検査責任者は今回の軽微変更の対象となる検査結果について、設工認の記載の範囲内であると判断し、検査合格としています。 今回、軽微変更を届けるにあたり、上記の判断の妥当性を文書化したものを使事検の根拠として準備いたします。</p>
<p>●「1.はじめに」の4行目について、上記を踏まえ、「使用前検査、仕様前確認の中で、検査に関する考え方を整理する中で、設工認申請書の修正が必要との考えに至ったものが発生した。」と記載している点について、申請者として、工事の計画、調達、据付及び使用前自主検査で合格基準に適合した施設であると判断した経緯を正確に記載し再提出すること。</p>	<p>厳密には相違があるものであっても、自主検査では設工認の記載範囲の中にあり、問題ないと判断していたが、NRA検査班との協議の中で、事業者として修正が必要との考えに至りました。上記回答趣旨を記載します。</p>
<p>●「4.」及び「5.」についても、事業者として品質保証活動を説明すること。</p>	<p>設工認と同様のQMSの点検を実施した旨を記載します。ロックウールについて資料内に不適合処理する旨を明確に記載します。</p>
<p>7/29資料で2件追加されていること、なぜ、7/29の時の報告では抽出されなかったのかということ、また、その後の点検をどのように実施したのか</p>	<p>7/29の際に2件追加された経緯（自主検査では設工認の記載範囲の中にあり、問題ないと判断していたが、NRA検査班との協議の中で、事業者として修正が必要との考えに至った）。とその後の総点検をどのように実施したのか（上記の考え方を展開して点検）についても記載いたします。</p>

コメント内容	コメント回答
<p>3. 資料全体について</p> <p>●MSR-21-044改訂1とMSR-21-047改訂1の資料構成、具体的には各々の表-1の構成、MSR-21-044改訂1の表-1-1～10とMSR-21-047改訂1の添付5表-1～5の構成が異なる。また、2つの資料をとおして、内容は理解できるものの同様の説明になっていない。</p> <p>●MSR-21-044改訂1の表-1の適合性評価の影響の説明内容と表-1-1～10の評価の説明内容が同様の説明になっていない箇所が散見される。</p> <p>●MSR-21-047改訂1の表-1の変更内容の説明と添付5表-1～5の評価の説明が同様の説明になっていない箇所が散見される。</p> <p>上記については、以降に事例をいくつか示すが、資料全体を精査すること。</p>	<p>ご指摘の表形式の相違について、MSR-21-044では設備を対象としているのに対し、MSR-21-047では建物を対象としているので、必ずしも同じ表形式にはなりません。可能な限り合わせるように修正いたします。資料全体を精査し、可能な限り同様の説明となるように修正いたします。</p>
<p>4. MSR-21-047改訂1のP3表-1(1/2)の「主要な構造材の仕様表」シャッター等の材料追記に関して、鉄扉板厚に加えシャッターを包絡する記載への変更として、シャッターについてはレール部を代表寸法としているが、図イ建-12(第4次設工認申請書P625)等の建具表では鉄扉板厚及びシャッターについてはスラッド厚さ(板厚)が記載されている。レール部を代表寸法とした理由、また申請書における寸法の記載場所について説明すること。</p>	<p>建具表に記載の寸法は代表寸法として開口部サイズ、備考として鉄扉の場合は扉の板厚、シャッターの場合はスラット板厚を示しております。材料については代表部位として鉄扉の場合は扉の板材、シャッターの場合はシャッター両サイドのレール部材に記載しております。この理由としては、建物構造に付属する部位を代表とする考えによるものです。</p> <p>なお、寸法についてはレール部を代表寸法としてではなく、鉄扉(扉の板材)又はシャッター(スラットの板材)の板厚である□□□□を記載しております。</p>
<p>5. 関連として、シャッターの形状を包含する記載として「鋼材」に変更することに関して、設工認申請書全体の記載に対して関連する箇所がないか確認すること。</p>	<p>鋼板、鋼材の用語が用いられている箇所を抽出し、適切かどうかについて、設工認全体を確認いたしました。その結果、今回のシャッターの鋼材の変更箇所を抽出しております。</p>
<p>6. MSR-21-047改訂1の添付5表-4の地震による損傷の防止に関し、鋼板重量と評価上のALC重量が相殺されることを確認するために、□□□の鋼板の位置、及び耐震評価で考慮した「ALCで埋まっている」範囲を具体的に示すこと。</p>	<p>詳細を添付図に示しますが、ALC □□□□の板厚：□□□□に対し、鋼板 □□□□の板厚：□□□□×2であるため、単位面積当たりの重さはALCの方が重いです。(ALC：□□□□に対し、鋼板：□□□□+窓枠：□□□□となる)</p>
<p>7. MSR-21-047改訂1のP3表-1(2/2)の「主要な構造材の仕様表」における鋼板寸法の変更に関して、鋼板新設では変更後の実寸法を記載するのに対し、角棒では実寸法(□□□□)ではなく、「□□□□以上」とする理由を説明すること。</p> <p>また、水平展開箇所には、複数の寸法の角棒を使用するケース(P139:□□□□、P188:□□□□等)がある。当該寸法のみ変更するのか、他は実寸なのか、設工認申請書全体の記載を踏まえ、変更内容について説明すること。</p>	<p>水平展開結果も踏まえ、仕様が特定できるようにいずれも実寸法(□□□□)の角棒を用いる旨に記載を修正いたします。</p>
<p>8. MSR-21-044改訂1のP4#1の変更内容に記載されている「型別」と適合性評価への影響に記載されている「型式」は同義で使用されているのか。同義で使用されているのであれば、適合性評価への影響に記載されている「・・・型式により評価を行っており・・・」については、変更内容の説明と齟齬があるのではないか。</p>	<p>“型別”とは“型式別”の意味であり、問題のある記載ではないと考えますが、ご指摘を踏まえ、“型式別”に変更いたします。</p>

コメント内容	コメント回答
9. MSR-21-044改訂1のP6評価の記載で、「員数の内訳を入力しておらず影響はない。」と説明している箇所と、員数の内訳が影響しない理由を具体的に説明している箇所があり、説明レベルが合っていない。説明資料全体を後者に合わせて説明すること。	棚に保管するウランの総量が変わったとすれば評価結果に影響いたしますが、型式別の員数の内訳の変更ではウランの総量は変わらないため評価には影響ありません。ウランの総量が影響するが、内訳は影響ないので、その表現に改めます。説明資料全体にわたって再検討いたします。
10. MSR-21-044改訂1のP5#7の適合性評価への影響においては、「適正化された状態で評価を行っている」と説明しているが、P13の評価の説明においては、「弁位置は系統図を正として評価しており、」と説明されており後者が正しいのではないか。	「弁位置は系統図を正として評価しており、」に合わせます。
11. MSR-21-044改訂1のP6#10の適合性評価への影響においては、「配置図上の設置位置表記のみ」と説明しているが、P16の評価の説明においては、「設置する階による影響はない。」「該当部は上層階の支持間隔を用いて評価しており影響はない。」と説明しており、説明に齟齬があるのではないか。	2階に設置するものを誤って3階に設置した図を出したものを修正したものです。記載を以下のとおり、「2階に設置している逆流防止ダンパを3階に設置と記載してしまったが、該当部は当初より上層階の支持間隔を用いて評価しており影響ない。」と変更いたします。地震以外は、設置する階による影響はないため、「設置する階による影響はない」と記載しております。
12. MSR-21-047改訂1の1. の記載については、変更内容が分かる記載にすること。	変更内容を1. に記載いたします。
13. MSR-21-047改訂1のP13の火災等による損傷の防止に係る評価の記載については、技術基準の要求に対し、どの様に設計しているのか、それを踏まえ影響ないことを説明すること。人の不法な侵入等の防止に関する説明についても同様なので、全体の説明を再確認すること。	1.6mmの鋼板によって耐火要求や不法侵入防止といった安全機能要求を満足していますが、今回の軽微変更はレール部の構造と鋼板を包含する表現として文言を「鋼材」に変更するものであり、安全機能への影響はない旨を記載します。
14. 誤記等 ●MSR-21-047改訂1のP14の表題「ロックール」は「ロックウール」の誤記ではないか。 ●MSR-21-047改訂1のP8, 10、表の項目欄の「部材寸法？」の表記が一部切れていて読めない。 ●MSR-21-047改訂1のP11、1.②の記載で、「材質」の記載は「部材名」の誤記ではないか。 ●MSR-21-047改訂1のP12、地震による損傷の防止の評価の記載で、「…部材名を追記」は、「…材質名を追記」の誤記ではないか。 (内海)044,047の両方の誤記：加工規則については「保全上支障のないこと」なので、修正するように。	拝承。
15. 届出については、保安規定の変更認可申請書の形式と同様に、新旧対比表とし、変更理由は簡潔に記載すること。	拝承。変更理由を右側に記載します。
16. ターンバックル材について添付にも追加すること	拝承。添付に追加します。
17. NRAはターンバックルが本当に解析モデルに入っているのかどうか資料ではわからない。事業者で確認せよ。	設工認の添付資料では2次部材として明示されていませんが、建築設計のモデルに考慮されていることを事業者として確認しました。

	工場棟 転換工場 建物2階平面図		工場棟 転換工場
	名称	図番	図イ建-15